

10年保存

地発第03300015号

基発第03300027号

平成19年3月30日

都道府県労働局長 あて

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

一般拠出金徴収指導員の設置等について

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、同法第35条に基づき、平成19年4月以降、労災保険の適用事業の事業主より、労働保険料と併せて一般拠出金を円滑に徴収する必要がある。

このため、別紙1「一般拠出金徴収指導員規程（平成19年3月30日厚生労働省訓第9号）」及び別紙2「一般拠出金徴収指導員設置要領」に基づき、石綿健康被害救済制度に深い関心と理解を有する者を一般拠出金徴収指導員（以下「徴収指導員」という。）として都道府県労働局に配置し、一般拠出金徴収業務に関する事業主からの質問、苦情への応答、納入督促等の業務を行わせることとしたので、効果的な業務運営のために徴収指導員を有効に活用されたい。

一般拠出金徴収指導員規程を次のように定める。

平成19年3月30日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一般拠出金徴収指導員規程

(設置)

第1条 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第35条第1項の規定により、労災保険適用事業主（同項の労災保険適用事業主をいう。以下同じ。）から徴収する一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）について、その円滑な徴収を図るため、都道府県労働局に一般拠出金徴収指導員（以下「徴収指導員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 徴収指導員は、社会的信望があり、かつ、一般拠出金の徴収に関する制度及び業務に深い関心と理解を有する者であって、次条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

(職務)

第3条 徴収指導員は、都道府県労働局長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に関する制度及び業務に関する質問等に対する説明を行うこと。
- (2) 一般拠出金に係る申告書及び納付書の確認及び訂正指示を行うこと。
- (3) 一般拠出金に係る納入告知書の確認及び訂正作業を行うこと。
- (4) 一般拠出金に係る債権管理に関する補助業務を行うこと。
- (5) 一般拠出金の納入について督励を行うこと。
- (6) 一般拠出金に係る報奨金の交付に関する補助業務を行うこと。

(任期等)

第4条 徴収指導員の任期は、1年以内とする。

2 徴収指導員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 徴収指導員及び徴収指導員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第12

0号)の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 徴収指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、徴収指導員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

一般拠出金徴収指導員設置要領

一般拠出金徴収指導員（以下「徴収指導員」という。）については、一般拠出金徴収指導員規程（平成19年厚生労働省訓第9号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1. 職務

徴収指導員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

- (1) 労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に関する制度及び業務に関する質問等に対する説明を行うこと。
- (2) 一般拠出金に係る申告書及び納付書の確認及び訂正指示を行うこと。
- (3) 一般拠出金に係る納入告知書の確認及び訂正作業を行うこと。
- (4) 一般拠出金に係る債権管理に関する補助業務を行うこと。
- (5) 一般拠出金の納入について督促を行うこと。
- (6) 一般拠出金に係る報奨金の交付に関する補助業務を行うこと。

2. 委嘱

徴収指導員は、非常勤の国家公務員とし、委嘱は、次の要件を具備した者のうちから、局長が行う。

- (1) 社会的信望があり、かつ、一般拠出金の徴収に関する制度及び業務に深い関心と理解を有する者であって、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有する者であること。
- (2) 事業主等の指導に当たる者として適任と認められる者であること。
- (3) 徴収指導員に委嘱されることにより、自己の利益を図り又は政治的に利用しようとする者ではないこと。
- (4) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれらに準ずる者ではないこと。
- (5) 他の職業に従事している者については、その職務に拘束されて局長の指

示による活動が不十分となる恐れのある者でないこと。

3. 任期等

徴収指導員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げるものではない。

なお、在任中であっても6に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解くものとする。

また、任期途中において徴収指導員の交代があった場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4. 報酬

徴収指導員に対しては、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。

5. 配置

徴収指導員は、原則として都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室に置くものとする。

なお、一般拠出金の徴収を行う上でより効果的であると判断される場合は、局長の裁量によって管下の労働基準監督署へ徴収指導員を配置させることもできるものとする。

6. 遵守義務

徴収指導員は、次のことを遵守しなければならないものとする。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 公平な立場を堅持し、奉仕的精神をもって一般社会の信望に応えるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) 国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならないこと。
- (5) 労働争議など労使関係の具体的問題に関与することは、厳に避けなければならないこと。

7. 発令手続等

一般拠出金徴収指導員の委嘱又は解嘱について、局長は次の手続きを行うものとする。

(1) 委嘱の場合

局長は、徴収指導員を選定したときは、次の書類を整えるものとする。

- ア 本人の承諾書（別添様式1） 1通
- イ 履歴書（別添様式2） 1通
- ウ 委嘱辞令（写）（別添様式3） 1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格条項）該当の有無に注意するものとする。

また、局長は、委嘱辞令交付後、「一般拠出金徴収指導員証票」（別添様式4）を徴収指導員に交付する。

(2) 再委嘱

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えないこと。

(3) 解嘱の場合

局長は、徴収指導員を解嘱しようとするときは、次の書類を整えるものとする。

- ア 辞任届（別添様式5） 1通
- イ 解嘱辞令（写）（別添様式6） 1通

また、局長は徴収指導員を解嘱したときは、「一般拠出金徴収指導員証票」を遅滞なく、返納させること。

なお、徴収指導員が死亡した場合には、速やかに遺族等から死亡届（別添様式7）を徴すること。

8. 公務災害

徴収指導員が公務上の災害を受けた場合は、国家公務員災害補償法に基づく所定の手続をとるものとする。

9. 執務準則

徴収指導員がその業務を行うにあたっては、別紙の一般拠出金徴収指導員執務準則により行うものとする。

一般拠出金徴収指導員執務準則

1. 一般拠出金徴収指導員（以下「徴収指導員」という。）は、その業務を行うに当たっては一般拠出金徴収指導員規程（平成19年厚生労働省訓第9号）、一般拠出金徴収指導員設置要領によるほか、この一般拠出金徴収指導員執務準則によらなければならない。
2. 徴収指導員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に関する制度及び業務に関する質問等に対する説明を行うこと。
 - (2) 一般拠出金に係る申告書及び納付書の確認及び訂正指示を行うこと。
 - (3) 一般拠出金に係る納入告知書の確認及び訂正作業を行うこと。
 - (4) 一般拠出金に係る債権管理に関する補助業務を行うこと。
 - (5) 一般拠出金の納入について督促を行うこと。
 - (6) 一般拠出金に係る報奨金の交付に関する補助業務を行うこと。
3. 徴収指導員は、局長の指示を受けて適正な指導を行うことはもとより、2. に掲げる業務を適正に遂行するための研さんに努めなければならない。
4. 徴収指導員は2. に掲げる業務を行うに際しては、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、直ちに局長の指示を受けなければならない。
 - (1) 自らが、その処理に当たることが適当でない判断したとき。
 - (2) 当該事案の内容が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律その他関係法令に抵触するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 当該事案の内容が他の行政機関に関係すると認められるとき。
 - (4) その他事案の内容から判断して局長の指示を受ける必要があると認められるとき。
5. 徴収指導員は、業務の執行に当たっては次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
 - (2) 公平な立場を堅持し、奉仕的精神をもって一般社会の信望に応えるよう努めること。
 - (3) その職務を行うに当たり利益を得又は特定の者に便益を与えてはならな

いこと。

(4) 国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならないこと。

(5) 労働争議など労使関係の具体的問題に関与することは、厳に避けなければならないこと。

別 添

様式1 (A 4判)

就 任 承 諾 書

平成 年 月 日

○ ○ 労 働 局 長 殿

(氏 名) 印

一般拠出金徴収指導員に就任することを承諾します。

様式2 (A4判)

履 歴 書

現住所

(氏 名)

年 月 日生

学 歴 (注1)

年 月

職 歴 (注2)

年 月

年 月

資 格 (注3)

年 月

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(氏 名) 印

(注1) 最終学歴の記載で足りる。

(注2) すべて職業は所属した法人等の最初と最後の事項のみを記入し、その中間の経過の記入は必要としない。

(注3) 社会保険労務士免許等については免許証番号を記入する。

辞 令

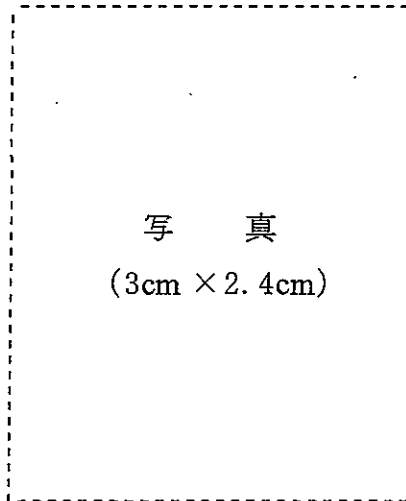
氏 名

一般拠出金徴収指導員を委嘱する
任期は平成 年 月 日までとする

平成 年 月 日

〇〇労働局長 印

一般拠出金徴収指導員証



写 真
(3cm × 2.4cm)

氏 名 _____
年 月 日 生

上記の者は一般拠出金徴収指導員であることを
証明する。

平成 年 月 日 交付

労働局長



- 1 この証票は必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証票は、新たな証票の交付を受けたとき又は一般拠出金徴収指導員を解嘱されたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
- 5 この証票の有効期間は、平成 年 月 日 から平成 年 月 日 までとする。

様式5 (A4判)

辞任届

平成 年 月 日

〇〇労働局長 殿

一般拠出金徴収指導員
(氏 名) 印

今般、 により一般拠出金徴収指導員
を辞任いたしたいのでお届けいたします。

辞 令

氏 名

一般拠出金徴収指導員の委嘱を解く

平成 年 月 日

〇〇労働局長 印

様式7 (A 4判)

死 亡 届

平成 年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、平成 年 月 日 (病名等) のため
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働局

一般拠出金徴収指導員

氏 名